

2-4 月変・算定

月額変更処理を行う場合、保存されているデータの種類によって作業手順が異なります。

2-4-1 必要最低限の基本情報入力だけで月額処理を行う手順

<事業所マスタで入力する項目>

- 1 事業所マスタ [編集] - 事業所名、住所、電話番号、代表者役職、氏名
- 2 事業所マスタ [社保設定] - 健康保険のチェック、厚生年金のチェック、記号 (管轄)、記号 (事業所)
- 3 事業所マスタ [印刷帳票設定] - 社会保険 月額変更届帳票選択

<個人マスタで入力する項目>

- 1 個人マスタ [入社 (又は編集)] - 氏名、性別、生年月日、入社年月日、健保・厚年取得日、健保・厚年番号、初回賃金

※ 初回の等級以降変更がある場合は個人マスタ [標準報酬月額] で追加

以上のデータを入力後、月額変更処理画面にて賃金等各データを入力して計算します。

☆必要最低限の基本情報だけでは、給与/賃金データが保存されていない為固定的賃金の変動が判定できません。[条件設定] の判定条件：固定的賃金変動のチェックを外してから処理を行ってください。

<月額変更処理画面で賃金データを直接入力>

年	月	日	報酬	交通費	現物給	追加額	昇降給額	降
平成28年	06月	30	569,109	10,370	0	0	577,258	□
平成28年	07月	31	569,109	10,370	0	0	577,258	□
平成28年	08月	31	569,109	10,370	0	0	577,258	□
合計			1,707,827	31,110	0	0	577,258	

総計	1,738,437	再計算	健保	590	千円	33	等級	410	千円	27
単給平均月額	579,479	再計算	厚年	590	千円	29	等級	410	千円	23
修正平均月額	579,479									

固定給賃金変動 ↑上り変動 H28/05=¥500,000, H28/06=¥577,258

等級比較 昇給 6等級

支払基礎日数 基礎日数 17日以上

月額対象者です

昇(降)給月 平成28年06月

再計算(B) 登録(D) 削除(D) 閉じる(C)

賃金データは編集を行った場合は「再計算」ボタンをクリックしてください。
 報酬情報には賃金データの「社会保険」から「交通費」を差し引いた額が反映します。
 賃金データの昇降級額にデータが保存されている場合、以下の条件でデータが反映します。
 ・4月1日入社の個人で、3月の賃金データが保存されていない場合、4月の昇降級額がとなります。
 ・4月1日入社の個人で、3月の賃金データが保存されている場合、4月の昇降級額は賃金データからそのまま反映します。
 ※3月入社で初支給日が4月の場合、5月入社、6月入社の場合も同様です。

※給与計算対象者では無い場合、この画面で入力した内容が賃金データに反映します。

給与計算対象者の場合は賃金データには反映しませんのでご注意ください。

2-4-2 賃金データ入力してから月変処理を行う手順

まず基本情報を入力します。

<事業所マスタで入力する項目>

- 1 事業所マスタ [編集] - 事業所名、住所、電話番号、代表者役職、氏名
- 2 事業所マスタ [社保設定] - 健康保険のチェック、厚生年金のチェック、記号 (管轄)、記号 (事業所)
- 3 事業所マスタ [労保設定] - 労働保険番号、(雇)事業所番号、労災・雇用成立日、保険関係、業種登録、特掲区分
- 4 事業所マスタ [印刷帳票設定] - 月変届帳票選択

<個人マスタで入力する項目>

- 1 個人マスタ [入社 (又は編集)] - 氏名、性別、生年月日、入社年月日、健保・厚生取得日、健保・厚生番号、初回賃金
- ※ 初回の等級以降変更がある場合は個人マスタ [標準報酬月額] で追加
 ※ 労働保険番号の設定を [労働保険番号] で確認

次に賃金データを入力します。

<賃金データ個人別入力で入力する項目 (月変月が平成 28 年 9 月の場合)>

- 1 賃金 [個人別入力] - 平成 28 年 6 月、7 月、8 月の日数、固定賃金、交通費、現物支給、遡及額、昇降級額、社会保険を入力します。

以上のデータを入力後、月額変更処理画面にて計算します。

☆処理を行う前に、読込条件を『賃金データから読み込む』に設定しておく必要があります。

月変処理 条件設定

判定条件

- 固定的賃金変動
- 等級比較
- 支払基礎日数

読込条件

支払基礎日数を **賃金データから読み込む**

月給者の支払基礎日数は 支払日が含まれる月の暦日数 (欠勤届有無日数を控除しない)

固定的賃金を 賃金データから読み込む

読み込む賃金データは 賃金支払月のデータを読み込む

出力条件

- 月変対象者のみ
- 在籍者のみ
- 社保有資格者のみ
- 月給者のみ

特例処理

- 育児休業終了時の月額変更届を作成する (月変一括処理には対応していません)
- 賞与が年4回以上支給された場合、各月の報酬に含める

遡及額を **報酬に加工する**

登録(E)

<月額変更処理画面で「賃金読込」ボタンをクリック>

年	月	日数	報酬	交通費	現物等	遡及額	昇降級額	条件
平成28年06月	30	569,109	10,370	0	0	577,258	<input type="checkbox"/>	
平成28年07月	31	569,109	10,370	0	0	577,258	<input type="checkbox"/>	
平成28年08月	31	569,109	10,370	0	0	577,258	<input type="checkbox"/>	
合計		1,707,927	31,110	0	0	577,258		

統計	1,799,437	確定標準報酬月額	等級	従前の月額	等級
単給平均月額	579,479	健康	590 千円	33	410 千円
修正平均月額	579,479	再計算	厚年	590 千円	29
				等級	410 千円

固定給金変動 ↑上がり変動 H28/05≒¥500,000, H28/06≒¥577,258

等級比較 昇給 6等級

支払基礎日数 基礎日数 17日以上

月変対象者です 標準報酬月額データに保存する

昇(降)給月 平成28年06月

賃金読込後編集を行った場合は「再計算」ボタンをクリックしてください。
報酬額に賃金データの「社会保険」から「交通費」を差し引いた額が反映します。
賃金データの昇降級額にデータが保存されている場合、以下の条件でデータが反映します。
・4月1日入社の場合、3月の賃金データが保存されていない場合、4月の昇降級額が0となります。
・4月1日入社の場合、3月の賃金データが保存されている場合、4月の昇降級額は賃金データからそのまま反映します。
※3月入社で初支給日が4月の場合、5月入社、6月入社の場合も同様です。

【賃金データ読込時に反映するデータ】

- 日数 ←賃金データ（日数）
- 報酬 ←賃金データ（社会保険）－賃金データ（交通費）
- 交通費 ←賃金データ（交通費）
- 現物 ←賃金データ（現物支給）
- 遡及額 ←賃金データ（遡及額）
- 昇降級額 ←賃金データ（昇降級額）

【月変データ登録時に賃金データ反映するデータ】

- 賃金データ（総支給額） ←報酬+交通費
- 賃金データ（交通費） ←交通費
- 賃金データ（現物支給） ←現物等
- 賃金データ（遡及額） ←遡及額
- 賃金データ（昇降級額） ←昇降級額
- 賃金データ（社会保険） ←報酬+交通費
- 賃金データ（日数） ←日数

※給与計算対象者は賃金データに反映しませんのでご注意ください。

2-4-3 育児休業終了時の月変処理を行う手順

まず基本情報を入力します。

<事業所マスタで入力する項目>

- 1 事業所マスタ [編集] - 事業所名、住所、電話番号、代表者役職、氏名
- 2 事業所マスタ [社保設定] - 健康保険のチェック、厚生年金のチェック、記号 (管轄)、記号 (事業所)
- 3 事業所マスタ [労保設定] - 労働保険番号、(雇)事業所番号、労災・雇用成立日、保険関係、業種登録、特掲区分
- 4 事業所マスタ [印刷帳票設定] - 月変届帳票選択

<個人マスタで入力する項目>

- 1 個人マスタ [入社 (又は編集)] - 氏名、性別、生年月日、入社年月日、健保・厚生取得日、健保・厚生番号、初回賃金
- ※ 初回の等級以降変更がある場合は個人マスタ [標準報酬月額] で追加
 ※ 労働保険番号の設定を [労働保険番号] で確認

次に賃金データを入力します。

<賃金データ個人別入力で入力する項目 (月変月が平成 28 年 9 月の場合)>

- 1 賃金 [個人別入力] - 平成 28 年 6 月、7 月、8 月の日数、固定賃金、交通費、現物支給、遡及額、昇降級額、社会保険を入力します。

以上のデータを入力後、月額変更処理画面にて計算します。

☆処理を行う前に、特例処理『育児休業終了時の～』にチェックします。

月変処理 条件設定

判定条件 <input checked="" type="checkbox"/> 固定的賃金変動 <input checked="" type="checkbox"/> 等級比較 <input checked="" type="checkbox"/> 支払基礎日数	読込条件 支払基礎日数を <input type="text" value="賃金データから読み込む"/> 月給者の支払基礎日数は <input type="text" value="支払日が含まれる月の暦日数 (欠勤届有無日数を控除しない)"/> 固定的賃金を <input type="text" value="賃金データから読み込む"/> 読み込む賃金データは <input type="text" value="賃金支払月のデータを読み込む"/>
出力条件 <input type="checkbox"/> 月変対象者のみ <input checked="" type="checkbox"/> 在籍者のみ <input type="checkbox"/> 社保有資格者のみ <input type="checkbox"/> 月給者のみ	
特例処理 <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業終了時の月額変更届を作成する(月変一括処理には対応していません) 賞与が1年4回以上支給された場合、各月の報酬に含める 遡及額を <input type="text" value="報酬額に計算する"/>	

登録(E)

<月額変更処理画面で「賃金読込」ボタンをクリック>

月額変更処理

事業所No 事業所名 個人No 個人名 個人名
 11 赤ウシニア 41 NPO法人アイ 2 杉ヤスコ 2 森 康子

基準月 月 月 円 交通費按分 月次月 平成28年09月 賃金読込 保存データ読込 条件

年 月	日数	報酬	交通費	現物等	週及額	昇降給額	除
平成28年06月	22	350,000	30,000	0	0	0	<input type="checkbox"/>
平成28年07月	22	390,975	30,000	0	0	0	<input type="checkbox"/>
平成28年08月	0	391,699	30,000	0	0	0	<input type="checkbox"/>
合計		740,975	60,000			0	

総計 800,975 確定標準報酬月額 等級 従前の月額 等級
 単純平均月額 400,487 再計算 健保 410 千円 27 等級 340 千円 24
 修正平均月額 400,487 厚年 410 千円 23 等級 340 千円 20

固定的賃金変動 固定的賃金変動対象外
 等級比較 等級比較対象外
 支払基礎日数 基礎日数17日未満の月を除く
 月要対象者です(育児休業終了時) 標準報酬月額データに保存する

昇(降)給月 平成28年06月 リセット 再計算(B) 登録(E) 削除(D) 閉じる(C)

賃金読込後集計を行った場合は「再計算」ボタンをクリックしてください。
 報酬額には賃金データの「社会保険」から「交通費」を差し引いた額が反映します。
 賃金データの昇降額にデータが保存されている場合、以下の条件でデータが反映します。
 ・4月1日入社で、3月の賃金データが保存されていない場合、4月の昇降額がとなります。
 ・4月1日入社で、3月の賃金データが保存されている場合、4月の昇降額は賃金データからそのまま反映します。
 ※3月入社で初支給日が4月の場合、5月入社、6月入社の場合も同様です。

【育児休業等終了時の標準報酬月額決定方法】

支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
3ヶ月とも17日以上ある場合	3ヶ月の報酬月額平均額をもとに決定
2ヶ月は17日以上ある場合	17日以上月の報酬月額平均額をもとに決定
1ヶ月のみ17日以上ある場合	17日以上ある月の報酬月額をもとに決定
3ヶ月とも17日未満の場合	従前の標準報酬月額で決定

【「育児休業等終了時改定」と「随時改定」の違い】

	育児休業等を終了した際の改定	随時改定
基礎期間	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3ヶ月間	固定的賃金に変動があった月以後の3ヶ月間
20日未満の月	支払基礎日数が17日未満の月を除く	支払基礎日数が17日未満の月があるときは随時改訂を行わない
2等級以上の差	2等級以上の差が生じない場合でも改定	原則として2等級以上の差が生じることが必要
改定月	育児休業等終了日の翌日が属する月から起算して4ヶ月目から改定	固定的賃金に変動を生じた月から起算して4ヶ月目から改定

2-4-4 必要最低限の基本情報入力だけで算定処理を行う手順

<事業所マスタで入力する項目>

- 1 事業所マスタ [編集] - 事業所名、住所、電話番号、代表者役職、氏名
- 2 事業所マスタ [社保設定] - 健康保険のチェック、厚生年金のチェック、記号 (管轄)、記号 (事業所)
- 3 事業所マスタ [印刷帳票設定] - 月変届帳票選択

<個人マスタで入力する項目>

- 1 個人マスタ [入社 (又は編集)] - 氏名、性別、生年月日、入社年月日、健保・厚年取得日、健保・厚年番号、初回賃金

※ 初回の等級以降変更がある場合は個人マスタ [標準報酬月額] で追加

以上のデータを入力後、算定処理画面にて賃金等各データを入力して計算します。

<算定個別処理画面で賃金データを直接入力>

年	月	日	日数	報酬	交通費	現物等	通勤	昇降給額	除
平成28年	04月	22		350,000	30,000	0	0	0	0
平成28年	05月	22		350,000	30,000	0	0	0	0
平成28年	06月	22		350,000	30,000	0	0	0	0
合計				1,050,000	90,000	0	0	0	0

総計	1,140,000	確定標準報酬月額	等級	従前の月額	等級		
単純平均月額	380,000	再計算	健保	380 千円	26 等級	340 千円	24
修正平均月額	380,000	厚年	380 千円	22 等級	340 千円	20	
修正平均(12ヵ月分)		過去1年分入力	健保		/厚年		

賃金入力後編集を行った場合は「再計算」ボタンをクリックしてください。
 報酬額は賃金データの「社会保険」から「交通費」を差し引いた額が反映します。
 賃金データの昇降給額にデータが保存されている場合、以下の条件でデータが反映します。
 ・4月1日入社の個人で、3月の賃金データが保存されていない場合、4月の昇降給額が0となります。
 ・4月1日入社の個人で、3月の賃金データが保存されている場合、4月の昇降給額は賃金データからそのまま反映します。
 ※8月入社で初支給日が4月の場合、6月入社、8月入社の場合も同様です。

※給与計算対象者で無い場合、この画面で入力した内容が賃金データに反映します。

給与計算対象者の場合は賃金データには反映しませんのでご注意ください。

2-4-5 賃金データ入力してから算定処理を行う手順

まず基本情報を入力しますが、16-1-4 と異なるのは労働保険番号の登録が必要な事です。

<事業所マスタで入力する項目>

- 1 事業所マスタ [編集] - 事業所名、住所、電話番号、代表者役職、氏名
- 2 事業所マスタ [社保設定] - 健康保険のチェック、厚生年金のチェック、記号（管轄）、記号（事業所）
- 3 事業所マスタ [劳保設定] - 労働保険番号、(雇)事業所番号、労災・雇用成立日、保険関係、業種登録、特掲区分
- 4 事業所マスタ [印刷帳票設定] - 月変届帳票選択

<個人マスタで入力する項目>

- 1 個人マスタ [入社 (又は編集)] - 氏名、性別、生年月日、入社年月日、健保・厚年取得日、健保・厚年番号、初回賃金
- ※ 初回の等級以降変更がある場合は個人マスタ [標準報酬月額] で追加
 ※ 労働保険番号の設定を [労働保険番号] で確認

次に賃金データを入力します。

<賃金データ個人別入力で入力する項目（算定年が平成28年の場合）>

- 1 賃金 [個人別入力] - 平成28年4月、5月、6月の日数、固定賃金、交通費、現物支給、遡及額、昇降級額、社会保険を入力します。

以上のデータを入力後、算定処理画面にて計算します。

☆処理を行う前に、読込条件を『賃金データから読み込む』に設定しておく必要があります。

算定処理 条件設定	
出力条件 <input checked="" type="checkbox"/> 在籍者のみ <input type="checkbox"/> 社保有資格者のみ <input type="checkbox"/> 7.8.9月変対象者を含まない 修正平均額 <input checked="" type="checkbox"/> 昇降給額計を含まない	読込条件 <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 支払基礎日数を 賃金データから読み込む 月給者・選給者の支払基礎日数を 支払日が含まれる月の暦日数(欠勤届有無日数を控除しない) 読み込む賃金データは 賃金支払月のデータを読み込む </div> <input type="checkbox"/> 賞与が年4回以上支給された場合、各月の報酬に含める
登録(E)	

< [賃金読込] ボタンクリック >

算定処理

事業所ID	事業所名	個人ID	個人名
41	赤ウツシア	2	森 康子

基準月 年 月 日 円 交通費振分 算定年 平成28年 賃金読込 保存データ読込 条件

年 月	日数	報酬	交通費	現物等	遡及額	昇降級額	除
平成28年04月	22	350,000	30,000	0	0	0	<input type="checkbox"/>
平成28年05月	22	350,000	30,000	0	0	0	<input type="checkbox"/>
平成28年06月	22	350,000	30,000	0	0	0	<input type="checkbox"/>
合計		1,050,000	90,000	0	0	0	

総計	1,140,000	確定標準報酬月額	等級	従前の月額	等級
単純平均月額	380,000	健保	380 千円 26 等級	340 千円	24
修正平均月額	380,000	厚年	380 千円 22 等級	340 千円	20
修正平均(12ヵ月分)		過去1年分入力	健保	千円	/厚年 千円

固定給金変動 等級比較 支払基礎日数

リセット 再計算(B) 登録(E) 削除(D) 閉じる(C)

賃金読込後編集を行った場合は「再計算」ボタンをクリックしてください。
 報酬額には賃金データの「社会保険」から「交通費」を差し引いた額が反映します。
 賃金データの昇降級額にデータが保存されている場合、以下の条件でデータが反映します。
 ・4月1日入社で、3月の賃金データが保存されていない場合、4月の昇降級額が0となります。
 ・4月1日入社で、3月の賃金データが保存されている場合、4月の昇降級額は賃金データからそのまま反映します。
 ※3月入社で初支給日が4月の場合、5月入社、6月入社の場合も同様です。

【賃金データ読込時に反映するデータ】

- 日数 ←賃金データ（日数）
- 報酬 ←賃金データ（社会保険）－賃金データ（交通費）
- 交通費 ←賃金データ（交通費）
- 現物 ←賃金データ（現物支給）
- 遡及額 ←賃金データ（遡及額）
- 昇降級額 ←賃金データ（昇降級額）

【算定データ登録時に賃金データ反映するデータ】

- 賃金データ（総支給額） ←報酬+交通費
- 賃金データ（交通費） ←交通費
- 賃金データ（現物支給） ←現物等
- 賃金データ（遡及額） ←遡及額
- 賃金データ（昇降級額） ←昇降級額
- 賃金データ（社会保険） ←報酬+交通費
- 賃金データ（日数） ←日数

※給与計算対象者は賃金データに反映しませんのでご注意ください。

2-4-6 パートタイマーの算定処理を行う手順

まず基本情報を入力します。

<事業所マスタで入力する項目>

- 1 事業所マスタ [編集] - 事業所名、住所、電話番号、代表者役職、氏名
- 2 事業所マスタ [社保設定] - 健康保険のチェック、厚生年金のチェック、記号 (管轄)、記号 (事業所)
- 3 事業所マスタ [労保設定] - 労働保険番号、(雇)事業所番号、労災・雇用成立日、保険関係、業種登録、特掲区分
- 4 事業所マスタ [印刷帳票設定] - 月変届帳票選択

<個人マスタで入力する項目>

- 1 個人マスタ [入社 (又は編集)] - 氏名、性別、生年月日、入社年月日、健保・厚生取得日、健保・厚生番号、初回賃金、社員区分 (アルバイト又はパート)
- ※ 初回の等級以降変更がある場合は個人マスタ [標準報酬月額] で追加
 ※ 労働保険番号の設定を [労働保険番号] で確認

次に賃金データを入力します。

<賃金データ個人別入力で入力する項目 (算定年が平成 28 年の場合) >

- 1 賃金 [個人別入力] - 平成 28 年 4 月、5 月、6 月の日数、固定賃金、交通費、現物支給、溯及額、昇降級額、社会保険を入力します。

以上のデータを入力後、算定処理画面にて計算します。

☆個人マスタの社員区分が『アルバイト』又は『パート』に設定すると、パートタイマーの算定処理になります。

個人No	4	<input type="checkbox"/> マイナンバー取扱担当者	メールアドレス	
氏名	塩塚 美穂		電話番号	055 - 268 - 3323
フリガナ	シオツカ 美穂		FAX番号	055 - 268 - 3323
性別	<input type="radio"/> 男 <input checked="" type="radio"/> 女	生年月日	昭和43年10月19日	
住所	222-0011	神奈川県	横浜市港北区菊名4-5-6	社員区分
				パート
				アルバイト

< [賃金読込] ボタンクリック >

算定処理

事業所ID 事業所名 個人ID 個人部 個人名
 41 株式会社 アイへ 4 シオツカミ 4 塩塚 美穂

基準月 年 月 日 円 交通費按分 算定年 平成28年 賃金読込 保存データ読込 条件

年 月	日	報 酬	交通費	現物等	退職金	昇降給額	除
平成28年04月	21	80,000	5,410	0	0	0	<input type="checkbox"/>
平成28年05月	20	100,000	5,410	0	0	0	<input type="checkbox"/>
平成28年06月	21	40,000	5,410	0	0	0	<input type="checkbox"/>
合 計		220,000	16,230	0	0	0	

統計
 236,230
 単統平均月額 78,743 再計算 健保
 修正平均月額 78,743 厚年
 修正平均(12ヵ月分) 過去1年分入力 健保
 定期的賃金変動
 等級比較
 支払翌日数

確定標準報酬月額 等級 従前の月額 等級
 78 千円 3 等級 68 千円 4
 98 千円 1 等級 98 千円 1
 千円 /厚年 千円

パート
 パート・アルバイト

リセット 再計算(B) 登録(E) 削除(D) 閉じる(G)

賃金読込後編集を行った場合は「再計算」ボタンをクリックしてください。
 報酬額は賃金データの「社会保険」から「交通費」を差し引いた額が反映します。
 賃金データの昇降給額にデータが保存されている場合、以下の条件でデータが反映します。
 ・4月1日入社で、3月の賃金データが保存されていない場合、4月の昇降給額が0となります。
 ・4月1日入社で、3月の賃金データが保存されている場合、4月の昇降給額は賃金データからそのまま反映します。
 ※3月入社で初支給日が4月の場合、5月入社、6月入社の場合も同様です。

【パートタイマーの標準報酬月額決定方法】

支払基礎日数	標準報酬月額決定方法
3ヶ月とも17日以上ある場合	3ヶ月の報酬に基づき決定
1ヶ月でも17日以上ある場合	17日以上月の報酬に基づき決定
3ヶ月とも15日以上17日未満の場合	3ヶ月の報酬に基づき決定
2ヶ月は15日以上17日未満、 1ヶ月は15日未満の場合	15日以上17日未満の2ヶ月の報酬に基づき決定
1ヶ月は15日以上17日未満、 2ヶ月は15日未満の場合	15日以上17日未満の1ヶ月の報酬に基づき決定
3ヶ月とも15日未満の場合	従前の標準報酬月額に基づき決定

※育児休業等終了時改定については、上記算定基礎届の取扱いと同様です。

随時改定(月額変更届)については、一般の被保険者と同様です。